

国民健康保険証をお送りしています

令和6年8月1日から使用いただく保険証(薄緑色)をお送りしますので、お持ちの国民健康保険証と差し替えをお願いします。7月末までは現在お持ちの保険証(薄紫色)を使用してください。

●新しい保険証の有効期限について

原則、令和7年7月31日です。ただし、次の①～④に該当する人は有効期限が異なります。

① 有効期限内に 70 歳になる人

誕生月の月末(1日生まれの人は前月末)までです。翌月からは自己負担割合の記載された保険証になりますが、お手続きは不要です。このお知らせの裏面も必ずご確認ください。

② 有効期限内に 75 歳になる人

誕生日の前日まで(75歳の誕生日から後期高齢者医療制度へ移行するため)です。お手続きは不要です。このお知らせの裏面も必ずご確認ください。

③ 市外に住民登録がある学生(保険証に $\textcircled{\text{学}}$ の記載のある人)

令和7年4月30日(令和7年3月に更新手続きを案内いたします)

④ 在留期限がある人(在留期限が令和7年7月31日より前の人)

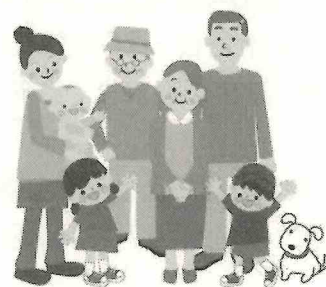
在留期限まで(在留期限を更新されると有効期限を更新できます)

●有効期限の切れた保険証について

破棄する際、個人が特定されないように細かく裁断してください。

●70歳以上の人の保険証は高齢受給者証と一体化しています

8月以降の医療機関等受診時の自己負担割合は前年の収入等により決まります。受診の際、7月以前と自己負担割合が異なる場合があります。保険証記載の負担割合を確認ください。



【必ずお読みください！】



マイナ保険証とは、事前に保険証利用登録を済ませているマイナンバーカードのことです。

裏面にマイナ保険証に関する重要なお知らせがあります

<社会保険へご加入中の方へ>

国民健康保険の保険証が届いている場合、国民健康保険の脱退手続きがお済みでない状況です。国民健康保険の脱退手続きをお願いします。お手続きに必要なものは、同封されているパンフレットまたは市ホームページからご確認ください。

<問い合わせ先>

- ◆国民健康保険に関すること 保険年金医療課 保険年金係 0940-43-8127
- ◆特定健診に関すること いきいき健康課(ふくとぴあ) 0940-34-3351
- ◆臓器提供・臓器移植に関すること (公社)日本臓器移植ネットワーク 0120-78-1069(フリーダイヤル)

〔 令和6年12月2日より、現行の保険証の新規交付が終了し マイナ保険証を基本とするしくみに切り替わります 〕

保険証の新規交付の終了に伴い、すべての加入者へ一斉に保険証を郵送するのは、今回が最後です。保険証右上部分に記載の有効期限までは引き続きご使用いただけますので、紛失等にはご注意願います。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を持っていない人へは、加入の届け出や再交付、年度更新などの際、現行の保険証に代わるものとして『資格確認書』を交付します。マイナ保険証をお持ちの人には、加入の届け出の際、資格情報の変更のみをお知らせする『資格情報のお知らせ』を交付します。

保険証の有効期限の到来後は、マイナ保険証または資格確認書を提示して医療機関等を受診していただくようになります。

★マイナ保険証に登録中の保険証情報の確認、保険証利用のお申込みは、マイナポータル(マイナポータルアプリ)で出来ます。詳しくは、右のQRコードからご確認ください。



マイナポータル

保険証の有効期限までの間に**70歳**または**75歳**を迎えるかたへ

・令和6年8月2日から12月1日までの間に70歳、または75歳になる人

(生年月日…70歳は昭和29年12月1日まで、75歳は昭和24年11月30日までの人)

➡ 有効期限前までに新しい保険証(有効期限は令和7年7月31日)を郵送します。

・令和6年12月2日以降に70歳または75歳になる人

(生年月日…70歳は昭和29年12月2日以降、75歳は昭和24年12月1日以降の人)

➡ <マイナ保険証を持っていない人>

有効期限前までに『資格確認書』を郵送します。
保険証同様、医療機関等で提示して受診できます。

マイナ保険証とは、事前に保険証利用登録を済ませているマイナナンバーカードのことです。

➡ <マイナ保険証を持っている人>

有効期限前までに『資格情報のお知らせ』を郵送します。万が一、医療機関等でマイナ保険証が読み取れなかった場合、『資格情報のお知らせ』をマイナ保険証と一緒に提示すれば受診できます。

★資格確認書、資格情報のお知らせの郵送時期、マイナ保険証に関する情報は市公式ホームページに掲載しています。右のQRコードからご確認ください。



市公式 HP

マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにご注意ください

マイナ保険証はマイナナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れると利用できません。マイナナンバーカードに記載されている電子証明書の有効期限が近づいている人へは、国(総務省)から更新の手続きを知らせる文書が届きます。有効期限切れを迎える前までに市役所で必ずお手続きください。

★今回のお知らせ内容は、今後の政府の方針によって変更となる場合があります。新たなお知らせは随時、市広報誌、市ホームページなどに掲載いたします。